

# 令和元年度 司法書士 本試験問題と詳細解説

## 訂正情報

東京法経学院  
令和元年9月4日

標記の書籍にて訂正箇所がありました。ご利用くださいました方には、ご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、訂正くださいますようお願いいたします。

※アンダーライン（          下線）部分が訂正部分です。

### ① 227頁 第36問 不動産登記記述式 論点

#### 不動産登記記述式

#### 第36問

#### 論 点

1 本件の事実関係に即して、事前通知の方法により登記の申請を行った場合に登記官から申請人その他の関係当事者に対して実施される手続の具体的な記載

本問は、「東京都豊島区」に本店を有する「株式会社ひだまり銀行」が事前通知の方法により登記の申請を行った場合であるから、登記官から、「株式会社ひだまり銀行」に対して、①抵当権の抹消登記の申請があった旨及び②当該申請の内容が真実であると思料するときは通知を発送した日から2週間内（不登規70Ⅷ本文）に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨の通知が「書留郵便等」（不登規70Ⅰ②）によりなされる（不登23Ⅰ前段）。

※訂正→「ひまわり銀行」を「ひだまり銀行」に訂正してください。

### ② 231頁 第36問 不動産登記記述式の解答例 第1欄(1)

#### 第1欄 (1)

事前通知の方法により登記の申請を行った場合、登記官から、株式会社ひだまり銀行に対して、抵当権の抹消登記の申請があった旨及び当該申請の内容が真実であると思料するときは通知を発送した日から2週間内に法務省令で定めるところによりその旨の申出をすべき旨の通知が書留郵便等によりなされる。

☞不登23Ⅰ前段，不登規70Ⅰ②・Ⅷ本文

※訂正→「ひまわり銀行」を「ひだまり銀行」に訂正してください。

③ 234頁 第36問 不動産登記記述式の解答例 第2欄(3)

第2欄 (3)

	登記の目的	< × 1 番抵当権変更 平成24年7月21日相続 > ☞ 抹消登記の前提登記として申請する必要はないと解する(補足6の指示)。  <b>1 番抵当権抹消</b> ☞ 甲区分建物乙区3番で登記 ☞ 乙土地の敷地権についてされた登記としての効力を有する(不登73 I 本文)。
申請事項等	登記原因及びその日付  上記以外の申請事項等	平成24年8月13日弁済 ←別紙2  <b>権利者 甲山大介</b> ←不登60(注1(1)の指示), 申請時点の抵当権の目的たる権利の登記名義人(不登2⑫) <b>義務者 株式会社ひだまり銀行</b> ☞ 抵当権者(不登2⑬), 本店所在地(不登令3①), 代表機関の資格及び氏名(不登令3②)並びに会社法人等番号(不登令7 I ①イ)の記載は省略((注1(2)の指示)。  <b>登記識別情報を提供できない理由 失念 or 紛失</b> ☞ 聴取4, 不登令3⑫, 不登準42 I には「紛失」が規定されていないので, 「失念」(不登準42 I ③)として解答したが, 「紛失」としても間違いではないと解する。

※訂正→「上記以外の申請事項等欄」で、「ひまわり銀行」を「ひだまり銀行」に訂正してください。